

変動金利定期預金規定

<非自動継続型>

1. (預金の支払時期)

変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載（以下「証書記載」といいます。）の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書記載の中間利払利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に、指定口座に入金します。

② 中間利払日数および証書記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合（以下「複利型の変動金利定期預金」といいます。）の利息は、上記①②にかかわらず、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率（上記2.により利率を変更したときは変更後の利率。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日

数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金を定期預金共通規定第8条第1項により満期前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）をこの預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満・・・約定利率×50%

b 1年以上3年未満・・・約定利率×70%

B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満・・・約定利率×40%

b 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50%

c 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%

d 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%

e 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×90%

③ 複利型の変動金利定期預金を預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、上記②にかかわらず、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および上記②Bの預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（規定の変更）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

この他「定期預金共通規定」を参照ください。

以上

(令和2年4月現在)